改正後	改正前
四　国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために行う特定行為（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）	（新規）
五　国立研究開発法人が試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）のために行う特定行為（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）	（新規）
六　学校教育法第一条に規定する大学の農水産系若しくは理工系の学部又は研究所等における教育又は学術研究として行う特定行為（あらかじめ、環境大臣に届け出たもの（公立の大学にあつては、環境大臣に通知したもの）に限る。）	（新規）
七　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	（新規）
八　前各号に掲げる行為に付帯する行為	（新規）
（沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における特定行為の届出書）	
第三十一条の七　法第三十五条の五第一項の規定による届出は、特定行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び第三項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。	（新規）
2　前項の届出書には、第三十一条の四第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。	（新規）
3　法第三十五条の五第一項の環境省令で定める事項は、特定行為をしようとする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、特定行為の目的、特定行為の実施場所及びその付近の状況、特定行為の完了予定日、特定行為の自然環境に及ぼす影響（鉱物の掘採を行う場合に限る。）並びに特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の採掘を行う場合に限る。）とする。	（新規）
（沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における届出等を要しない特定行為）	
第三十一条の八　法第三十五条の五第五項第一号の環境省令で定める特定行為は、次に掲げるものとする。	（新規）
一　沖合海底自然環境保全地域の区域外から掘さくして当該沖合海底自然環境保全地域の区域内の海底下に至る鉱物の掘採のための試すいを行うこと。	（新規）
二　漁業法第九条第一項に規定する資源調査として行う法第三十五条の四第三項第三号に掲げる行為	（新規）
三　水産に関する学科を置く高等学校における教育として行う法第三十五条の四第三項第三号に掲げる行為	（新規）
四　国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために行う特定行為	（新規）
五　国立研究開発法人が研究開発のために行う特定行為	（新規）
六　学校教育法第一条に規定する大学の農水産系若しくは理工系の学部又は研究所等における教育又は学術研究として行う特定行為	（新規）
七　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	（新規）
八　前各号に掲げる行為に付帯する行為	（新規）
（非常災害の応急措置として行つた行為等の届出書）	（非常災害の応急措置として行つた行為等の届出書）
第三十三条　法第十七条第三項、第二十五条第七項若しくは第九項又は第二十七条第六項若しくは第八項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。	**第三十三条**　法第十七条第三項、第二十五条第七項若しくは第九項又は第二十七条第六項若しくは第八項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
一～六　（略）	一～六　（略）
2　（略）	2　（略）